

草津市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

(組織)

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1および別表第2の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項、第3条第1項関係）

名称	担任意務	定数
草津市市政功労者表彰選考委員会	市政振興に寄与した、または市民の模範と認められる行為があったもののうちから表彰する市政功労者表彰の対象者の審査に関する事務	7人以内
草津市行政システム改革推進委員会	行政システム改革に関する計画の策定および行政システム改革の推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内
草津市協働のまちづくり条例検討委員会	協働のまちづくりを推進するための基本理念、協働のルール等を示す草津市協働のまちづくり条例案に規定すべき事項についての調査審議に関する事務	10人以内
草津市市民まちづく	市と協働で事業を進める市民まちづくり提案事業	5人以内

り提案事業審査委員会	の候補事業の選定についての審査に関する事務	
草津市公益通報等処理委員会	公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に定める公益通報または市職員の職務に係る法令の遵守および倫理の保持に関する通報および相談の処理に必要な事項についての調査審議に関する事務	9人以内
草津市公募教育委員候補者選定委員会	公募の教育委員会委員の候補者の選定についての審査に関する事務	3人
草津市一般職員分限審査委員会	一般職の職員の分限についての審査に関する事務	6人
草津市一般職員懲戒審査委員会	一般職の職員の懲戒についての審査に関する事務	5人
草津市入札監視委員会	入札および契約における手続および内容についての審議ならびに公募型指名競争入札の非指名に対する再苦情の申立ておよび草津市建設工事等の指名停止等に関する基準に規定する再苦情の申立てに対しての審査に関する事務	5人以内
草津市食育推進計画策定委員会	草津市食育推進計画の策定について必要な事項の調査審議に関する事務	20人以内
草津市地域福祉推進市民委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める草津市地域福祉計画の評価および変更ならびに地域福祉推進の方策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
草津市社会福祉施設整備審議委員会	社会福祉法人等が行う社会福祉施設の設置、廃止等についての調査審議に関する事務	10人以内
草津市自殺対策推進会議	自殺対策の策定、推進および評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務ならびに自殺対策に関する関係者相互の連絡調整に関する事務	15人以内
草津市幼保一体化検討委員会	幼保一体化の推進に向けた基本計画の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	12人以内
草津市次世代育成支援対策協議会	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に定める次世代育成支援対策の推進に関し必要な措置についての調査審議に関する事務	20人以内
草津市要保護児童対策地域協議会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者	45人以内

	または特定妊婦に対する支援およびその推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	
草津市地域包括支援センター運営協議会	介護保険法（平成9年法律第123号）に定める地域包括支援センターの運営に対する評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
草津市地域密着型サービス運営委員会	地域密着型介護サービスおよび地域密着型介護予防サービスにかかる費用の額、事業者の指定、施設等の整備ならびに人員、設備および運営の基準についての調査審議に関する事務	10人以内
草津市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める老人ホームへの入所措置についての審査に関する事務	10人以内
草津市市営住宅家賃改定審議会	市営住宅の家賃の改定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
草津市住宅マスタープラン等策定委員会	住宅に関する基本的な方針である草津市住宅マスタープランおよび市営住宅の効率的かつ円滑な修繕、建替え等を実現するための草津市市営住宅長寿命化計画の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内
草津市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）に定める予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	6人以内
草津市自転車等放置防止対策協議会	自転車等放置禁止区域の指定、変更および解除についての審査に関する事務ならびに自転車等の放置防止対策についての調査審議に関する事務	20人以内
草津市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定委員会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する特定健康診査等実施計画の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
草津市あんしんいきいきプラン委員会	草津市介護保険事業計画および草津市高齢者保健福祉計画の策定および推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20人以内
草津市バリアフリー基本構想策定協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「バリアフリー基本構想」という。）の策定についての調査審議に関する事務および関係機	21人以内

	関相互のバリアフリー基本構想の実施に係る連絡調整に関する事務	
草津市都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画に関する基本的な方針である草津市都市計画マスタープランの策定およびこれに基づく都市づくりの実施方法についての調査審議に関する事務	25人以内
草津市（仮称）野村スポーツゾーン整備基本構想検討委員会	草津市立野村運動公園およびその周辺地域の一体的な土地利用に関する（仮称）野村スポーツゾーン整備の基本構想の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
草津市総合交通戦略協議会	交通施策の基本となる総合交通戦略の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	19人以内
草津市風致地区保全審査委員会	滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号）に定める風致地区内における行為の許可等についての審査に関する事務	7人以内
草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会	草津市中心市街地活性化基本計画の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	30人以内
草津市上下水道事業運営委員会	上下水道事業の運営に関する重要な方針、経営計画等の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内
草津市自転車安全利用検討委員会	自転車の安全利用、利用促進等に関する施策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20人以内

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担当事務	定数
草津市教育振興基本計画策定委員会	草津市教育振興基本計画の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	11人以内
草津市教育委員会事務外部評価委員会	教育委員会事務の点検および評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	3人
草津市立小・中学校校名等選定委員会	小・中学校の校名、校章または校歌の選定についての審査に関する事務	20人以内
草津市中学校スクールランチ検討委員会	中学校におけるスクールランチのあり方についての調査審議に関する事務	10人以内

草津市幼稚園教育整備審議会	幼稚園教育の整備および振興に関する事項についての調査審議に関する事務	12人以内
草津市障害児就学指導委員会	障害児の適切な就学を図るための施策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務および障害児の保護者との相談に関する事務	30人以内
草津市文化芸術機能等検討委員会	文化芸術およびまちづくり関係機能の方向性についての調査審議に関する事務	8人以内
草津市歴史資料収集審査会	歴史資料の収集に関する必要な事項についての審査に関する事務	3人以内

草津市教育委員会附属機関運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。)別表第2に掲げる教育委員会の附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

(委員長等)

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長(会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。)および副委員長(副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。)は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(附属機関の会議)

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項の規定により指名された委員の全てが不在の場合は、教育委員会が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関の会議に諮ってこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(草津市幼稚園教育整備審議会設置規則の廃止)

2 草津市幼稚園教育整備審議会設置規則（昭和62年草津市教育委員会規則第10号）は、廃止する。

(任期の特例)

3 第3条本文の規定にかかわらず、この規則の施行後、初めて委嘱され、または任命される委員の任期は、委嘱の日から教育委員会が別に定める日までとする。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
教育振興基本計画策定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) P T Aを代表する者 (3) 学校教育の関係者 (4) 地域住民を代表する者 (5) 社会教育関係団体を代表する者 (6) 保育所の関係者 (7) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条に規定する公募により選考する市民（以下「公募市民」という。） (8) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局教育総務課
草津市教育委員会事務外部評価委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 公募市民	教育委員会事務局教育総務課

草津市立小・中学校校名等選定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 関係する地域住民を代表する者 (4) 公募市民 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局教育総務課
草津市中学校スクールランチ検討委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) P T Aを代表する者 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局スポーツ保健課
草津市幼稚園教育整備審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 幼稚園の関係者 (3) 公募市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局学校教育課
草津市障害児就学指導委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局学校教育課
草津市文化芸術機能等検討委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 社会教育の関係者 (3) 公募市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局生涯学習課
草津市歴史資料収集審査会	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局文化財保護課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
教育振興基本計画策定委員会	委嘱の日から策定した教育振興基本計画案を教育委員会に答申する日まで
草津市教育委員会事務外部評価委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで
草津市立小・中学校校名等選定委員会	委嘱の日から選定した校名等の案を教育委員会に答申する日まで
草津市中学校スクールランチ検討委員会	1年
草津市障害児就学指導委員会	1年
草津市文化芸術機能等検討委員会	委嘱の日から調査審議した結果を教育委員会に答申する日まで

草津市歴史資料収集審査会	委嘱の日から審査した結果を教育委員会に答申する日まで
--------------	----------------------------

別表第3（第6条第3項関係）

附属機関の名称	定足数	議決の方法
草津市歴史資料収集審査会	委員の全員	出席委員全員の意見の一致